

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事、技師、保健師、保育士、栄養士、主事補又は技師補の職務	77	14.3%	主事	54	314	58.2%	係員級
				主事補	11			
				保育士	8			
				保健師	2			
				技師	2			
				計	77			
2級	主幹、技幹、保健師、保育士又は栄養士の職務	125	23.2%	主幹	101	314	58.2%	係員級
				技幹	4			
				保育士	10			
				保健師	10			
				計	125			
3級	主任、主任技師、主任保健師、主任保育士又は主任栄養士の職務	112	20.8%	主任	99	314	58.2%	係員級
				主任技師	3			
				主任保育士	7			
				主任保健師	3			
				計	112			
4級	係長の職務	81	15.0%	係長	79	81	15.0%	係長級
				館長	1			
				所長	1			
				計	81			
5級	課長、副参事又は課長補佐の職務	105	19.5%	課長補佐	64	105	19.5%	課長級
				課長	30			
				副参事	10			
				館長	1			
				計	41			
6級	次長、参事、会計管理者、監査委員事務局長又は農業委員会事務局長の職務	24	4.5%	次長	10	24	4.5%	次長級
				参事	14			
				事務局長	0			
				計	24			
7級	部長、理事、議会事務局長又は八郷総合支所長の職務	15	2.8%	部長	6	15	2.8%	部長級
				教育部長	1			
				総合支所長	1			
				事務局長	1			
				理事	5			
				室長	1			
				計	15			
合計		539	100.0%					

※3級には再任用職員30名、6級には再任用職員1名を含む。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	初級技能・労務職員の職務	0	0.0%		0	13	100.0%	技能労務
2級	経験を有する技能・労務職員の職務	3	23.1%	学校校務員	1			
				運転手	1			
				調理師	1			
				計	3			
3級	相当の経験を必要とする技能・労務職員の職務	1	7.7%	調理師	1			
4級	1 一般技能・労務職員を直接指揮監督する技能・労務職員の職務 2 特に相当な技能又は経験を必要とする技能・労務職員の職務	9	69.2%	用務手	1			
				運転手	3			
				調理師	2			
				学校校務員	3			
				計	9			
合計		13	100.0%					

※2級には再任用職員3名を含む。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

消防職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	消防士の職務	22	16.4%	係員	22	70	52.3%	係員級
2級	消防副士長の職務	18	13.4%	係員	18			
3級	消防士長の職務	30	22.4%	主任	30			
4級	消防司令補の職務	25	18.7%	係長	25	25	18.7%	係長級
				計	25			
5級	消防司令の職務	30	22.4%	所長	2	28	20.9%	課長補佐級
				課長補佐	8			
				副分署長	1			
				副署長補佐	15			
				副所長	2			
				計	28			
副署長	2	2	1.5%	課長級				
6級	消防司令長の職務	8	6.0%	課長	3	5	3.7%	課長級
				副署長	2			
				計	5			
				次長	3	3	2.2%	次長級
7級	消防正監又は消防監の職務	1	0.7%	消防長	1	1	0.8%	部長級
	合計	134	100.0%					

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

特定任期付き職員給料表

号給	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1号給～ 7号給	高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務	1	100.0%	法令順守統括 官	1	1	100.0%	—
	合計	1	100.0%					